

# アルバイト許可願

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

年	コース (組)
氏 名 (自筆)	
保護者氏名 (自筆)	

アルバイトについて、下記のとおりご許可くださるよう保護者連署のうえお願いします。

## 記

アルバイト先名称			
アルバイト先住所			
電 話 番 号			
職 種			
作 業 内 容			
期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
就 業 日 数 <small>※長期休業期間の場合に記入</small>	上記の期間中 日間	勤務曜日	月・火・水・木・金・土・日
勤 務 時 間	時 分 ~ 時 分	1 日	時間
給 与	日額 円	, 時給	円
アルバイト中の 本人の住所			

- 注 1. この願は、担任・指導教員の許可を得て、アルバイトをする1週間前までに学生係に提出すること。
2. 氏名・保護者氏名はそれぞれ自筆で署名すること。
3. 許可を受けた場合、アルバイト中は許可証を常に携帯すること。

令和 年 月 日

上記の願出について許可 する。  
しない。

校 長	学生主事	副学生主事	担任・指導教員	寮務主事	寮 監	学生係 記入欄
						懲 戒
事務部長	学生課長	課長補佐	学生係長	学 生 係	寮務係長	有 ・ 無
						欠点単位数
						単位

## アルバイト許可の条件

	授 業 期 間	長期休業期間(夏・冬・春)
1～3年生	許可しない	<p>許可条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業日数が休業期間の2/3を超えないこと。</li> <li>・ 1日の就業時間が8時間を超えないこと。</li> <li>・ 就業時間が6時から20時までの間であること。</li> <li>・ 許可願を提出した日から過去3ヶ月間に懲戒処分を受けていないこと。</li> <li>・ 車の運転を行うような業務(配送・代行等)でないこと。</li> <li>・ 風俗営業(パチンコ、ゲームセンター、バー、キャバレー、スナック等)でないこと。</li> <li>・ 合宿やスタートアップ期間など、学校・学寮に宿泊する期間でないこと。</li> </ul>
4・5年生	<p>許可条件(平日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業時間が授業終了後から21時までの間であること(寮生の場合は点呼時間前に必ず帰寮すること)。</li> <li>・ 週3日以内の就業であること。</li> <li>・ 許可願を提出した日から過去3ヶ月間に懲戒処分を受けていないこと。</li> <li>・ 前回の定期試験で欠点単位が5単位以下であること。</li> <li>・ 車の運転を行うような業務(配送・代行等)でないこと。</li> <li>・ 風俗営業(パチンコ、ゲームセンター、バー、キャバレー、スナック等)でないこと。</li> </ul>	<p>許可条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業日数が休業期間の2/3を超えないこと。</li> <li>・ 1日の就業時間が8時間を超えないこと。</li> <li>・ 就業時間が6時から22時までの間であること。</li> <li>・ 許可願を提出した日から過去3ヶ月間に懲戒処分を受けていないこと。</li> <li>・ 車の運転を行うような業務(配送・代行等)でないこと。</li> <li>・ 風俗営業(パチンコ、ゲームセンター、バー、キャバレー、スナック等)でないこと。</li> <li>・ スタートアップ期間など、学寮に宿泊する場合は点呼時間前に必ず戻ること。</li> </ul>
	<p>許可条件(土曜/日曜/祝日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1日の就業時間が8時間を超えないこと。</li> <li>・ 就業時間が6時から21時までの間であること(寮生の場合は点呼時間前に必ず帰寮すること)。</li> <li>・ 許可願を提出した日から過去3ヶ月間に懲戒処分を受けていないこと。</li> <li>・ 無断で残寮をした場合はアルバイト許可を取り消す。</li> <li>・ 前回の定期試験で欠点単位が5単位以下であること。</li> <li>・ 車の運転を行うような業務(配送・代行等)でないこと。</li> <li>・ 風俗営業(パチンコ、ゲームセンター、バー、キャバレー、スナック等)でないこと。</li> </ul>	<p>※ アルバイト許可願は、アルバイト開始の1週間前に学生係に提出すること。</p> <p>※ アルバイト先の商品等について、学校内での販促は行わないこと。</p> <p>※ 保護者から要請書が提出され、担任を通じて学生主事(寮生の場合は寮務主事)が許可した場合は、上記の制限をゆるめて許可することがある。なお、学業を遂行する上での明確な目的、そのための必要額と必要な就業期間を明記することとする。</p> <p>※ 国費外国人留学生及び政府派遣留学生については、原則としてアルバイトを許可しない。</p>

### アルバイトの許可申請について

アルバイト許可申請をするときは下記のとおり申請してください

#### ●アルバイトの期間

長期でアルバイトをする場合は年間を通じての申請はできない。必ず「前期」「夏季休業」「後期」「冬季休業」「春季休業」と分けてアルバイト許可願を提出し、許可書を受け取ること。  
(期間切れのアルバイト許可書は無許可アルバイトとなる)

#### ●寮生の場合

寮生は、先に寮務係に提出し、寮務主事・寮監・寮務係長の押印があるものを学生係に提出し許可書を受け取ること。  
必ず点呼時間前に帰寮すること。  
無断で残寮しないこと。

#### ●アルバイト許可の条件に満たないが申請する場合

保護者からの要請書と担任の所見を一緒に提出すること。  
制限をゆるめて許可することがある。  
保護者の要請書は、  
学生主事宛に 1.目的 2.必要額 3.就業期間  
を明記すること。

### 要請書(例)

〇〇年〇月〇日

学生主事 殿

〇〇〇工学科〇年  
学生氏名〇〇〇〇  
保護者氏名〇〇〇〇

上記の者、下記の目的のためアルバイトをさせたいので、御許可下さいますようお願い致します。

記

1. 目的

- (例1) 〇〇に予定されている短期留学の資金を自分でまかなうため
- (例2) 家庭の経済状況が厳しく、学費などを自分でまかなわなければならないため

2. 必要額

- (例) 150,000円

3. 就業期間

- 〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日
- ※ 平日は月曜日を除き、18時から21時まで
- ※ 休日は土曜日のみ9時～18時まで
- ※ 長期休業中は週5日勤務で9時～18時
- ※ 試験期間中は行いません。

就業期間については、書ききれない場合は別紙を作成して添付してもよい。

以上